

証券取引等監視委員会における 検査の現状等

平成26年3月19日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 鈴木 恭人

目 次

I . 証券取引等監視委員会と証券検査

1. 監視委員会の使命と証券検査の役割
2. 第二種金融商品取引業の特徴

II . 証券検査の現状

1. 平成25年度証券検査基本方針
2. 証券検査の実施状況(平成25年度)
3. 第二種金商業者に対する行政処分勧告実績(平成25年度)
4. 登録事項検査について

III . 今後の活動の重点

1. 第8期証券取引等監視委員会活動方針
2. ご留意いただきたい事項

I. 証券取引等監視委員会と証券検査

1. 監視委員会の使命と証券検査の役割

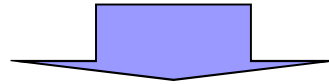
- ・ 証券監視委の使命
 - 市場の公正性・透明性の確保
 - 投資者の保護

- ・ 証券検査の役割
 - 金融商品取引業者などに対し、業務や財産の状況の検査を通じて、
 - 自己規律に立脚し、法令・市場ルールに則した業務運営
 - ゲートキーパーとしての機能の発揮
 - を促すことで、投資者が安心して投資を行える環境を保つ

※ 法令違反行為の有無の検証だけでなく、業務・内部管理態勢全般において法令遵守意識・職業倫理を向上させるよう促していく必要

2. 第二種金融商品取引業の特徴

- ・透明性・流動性の低い有価証券(ファンドの持分など)を販売する業者
- ・販売対象の有価証券は、情報を広く開示する規制の対象となっていない。



販売業者の顧客に対する相対の説明責任が、投資者保護のために極めて重要

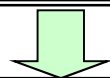
(参考) 第一種金融商品取引業者

- ・流動性の高い有価証券(例 株券)を販売する業者
 - ⇒ 厳しい参入要件(財産要件、国内拠点設置が必要等)
- ・流動性の高い有価証券について、有価証券の発行者が情報を広く開示
 - ⇒ 公衆縦覧型の開示規制あり

Ⅱ. 証券検査の現状

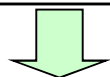
1. 平成25年度証券検査基本方針(ポイント) (平成25年4月16日公表)

証券検査の役割	証券検査を巡る環境	検査を巡る現下の課題
<ul style="list-style-type: none"> ○金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告 ○金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○検査対象業者の拡大・増加(全体で延べ約8,000社規模) ○金融商品・取引の多様化・複雑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○AIJ問題、増資インサイダー問題などの重大事案の発生 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による投資者の信認の回復が必要



<検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み>

- ・ 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化
- ・ 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 中小業者への検査未実施によるリスクを低減するため、検査実施率(カバレッジ)を増加させる取組み



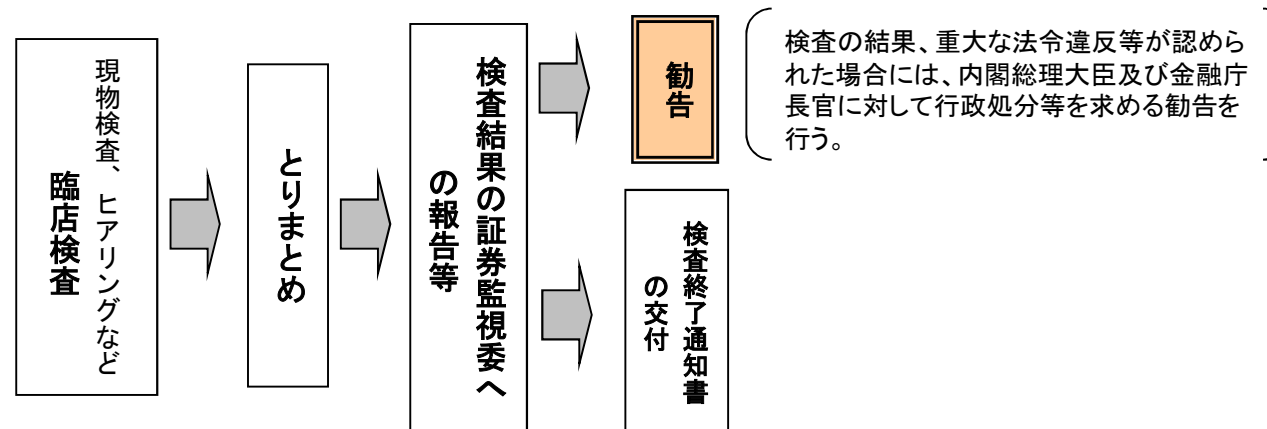
《検査実施方針(主な重点検証事項)》

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○法人関係情報の管理 ○投資一任業者に対する集中的な検査の継続(「年金運用ホットライン」での情報収集・分析の取組みの強化) ○悪質なファンド業者・無登録業者への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模な証券会社グループについて常日頃からグループ全体の状況を把握 ○財務の健全性等に関する検証 ○第二種金商業者、投資助言・代理業者について登録後早期に業務運営体制を把握 |
|--|---|

2. 証券検査の実施状況（平成25年度）


- 平成25年度は、12月末時点で206社の登録業者を検査
検査等の結果、これまで重大な法令違反等が認められた17社について、
行政処分等を求める勧告を実施
（うち、6社が第二種金融商品取引業者）

（参考）証券検査の主な手順



証券検査の実施件数

業務の種別等	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (12月末)	検査対象先数
第一種金融商品取引業者	117 (20)	91	91	85	57	47	284
登録金融機関	25 (4)	24	28	32	28	9	1,110
投資運用業者	15 (6)	18	15	9	36	14	311
投資法人	7 (1)	9	6	2	0	3	58
信用格付業者	— —	—	0	4	3	0	7
第二種金融商品取引業者	1 (1)	22	6	14	20	79	1,267
投資助言・代理業者	58 (35)	45	36	40	40	25	1,025
適格機関投資家等特例業務届出者	0 (0)	1	2	6	21	19	2937
金融商品仲介業者	0 (0)	1	1	9	9	6	764
自主規制機関	5 (2)	5	1	0	0	3	11
その他	0 (0)	0	0	1	0	1	
合計	228 (69)	216	186	202	214	206	



検査対象業者数
延べ約8千社

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお、20年度 () 内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数である。

(注2) 検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

(注3) 検査対象先数は、平成25年11月末時点のものである。また、複数の業務の種別の登録を受けている場合は、全ての業務の種別に計上している。

3. 第二種金商業者に対する行政処分勧告実績（平成25年度）

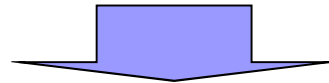
No	担当	業者名	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	備考
1	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	<ul style="list-style-type: none"> ○信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等 ○無登録の信託受益権を販売している状況 ○信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等 ○契約締結前交付書面等の記載の不備 	H25.4.24 登録取消し 業務改善命令
2	委員会	MRI INTERNATIONAL, INC.	H25.4.26	<ul style="list-style-type: none"> ○顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 ○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 ○報告徴取命令に対する虚偽の報告 	H25.4.26 登録取消し 業務改善命令
3	委員会	With Asset Management	H25.8.8	<ul style="list-style-type: none"> ○当社取扱いのファンドの運用が適切でない（無登録貸金業者への資金供与等）と認識しながら行う勧誘行為等 ○当社営業員により不当な社債の販売勧誘（無登録第一種金融商品取引業）が行われており従業員管理態勢が不十分な状況 ○ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為 	H25.8.8 登録取消し 業務改善命令
4	関東	ディベックス	H25.8.30	<ul style="list-style-type: none"> ○ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為 ○ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの取得勧誘を行う行為 ○ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら出資持分の取得勧誘を続けている状況等 ○報告徴取命令に対する虚偽報告 	H25.9.6 登録取消し 業務改善命令
5	関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	<ul style="list-style-type: none"> ○集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等 ○検査忌避 	H25.12.18 登録取消し 業務改善命令
6	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	<ul style="list-style-type: none"> ○集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○顧客出資金の目的外運用及び流用 ○純財産額が法定の基準を下回っている状況等 	H25.12.17 登録取消し 業務改善命令

4. 登録事項検査について

【背景】

IMF・FSAP（金融セクター評価プログラム）による指摘（平成24年8月）

- ・ 中小の金融商品取引業者について、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっている



投資者保護上のリスクを低減させるための取組みとして、
平成25年度より新たに「登録事項検査」を実施

○ 登録事項検査

【対象業者】 第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

【実施時期】 金融商品取引業の登録後できるだけ早期に実施

【目的】 登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握すること

Ⅲ. 今後の活動の重点

1. 第8期証券取引等監視委員会 活動方針

公正な市場の確立に向けて

～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

2. 基本的な考え方

監視委では、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展や海外とのクロスボーダー取引の拡大等に対応するため、感度を高めた情報収集・分析を行い、これらに迅速に対応する。

- (1)機動性・戦略性の高い市場監視
- (2)市場のグローバル化に対応した監視力の強化
- (3)市場規律の強化に向けた取組み

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用し、実効性のある効率的な市場監視を実施する。

- (1)情報力に支えられた機動的な市場監視
- (2)重大・悪質な不公正取引や虚偽表示等への厳正な対応
- (3)ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
- (4)不公正取引等に対する課徴金制度の活用
- (5)検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
- (6)詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応**
- (7)情報発信の充実
- (8)自主規制機関等との連携

第8期証券取引等監視委員会 活動方針(抄)

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用し、実効性のある効率的な市場監視を実施する。

(6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- ▶ 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- ▶ 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て(金商法第192条)の権限を積極的に活用し対応していきます。

2. ご留意いただきたい事項

- ・ 第二種金融商品取引業者の業務運営においては、ファンド等が投信・株式等の他の金融商品と比べても特に複雑で専門知識を要するものであることを踏まえ、投資者保護の観点から、以下の点についてご留意いただきたい。
 - ※ 個人投資家向けにファンドの販売・勧誘を行う場合は、特に重要
- ① ファンド等の販売・勧誘に先立ち、
 - ・ 組合契約等の概要（ファンドのスキームの全体像、収益の配当及び財産の分配に対する投資者の権利の内容 等）
 - ・ ファンドの資金を充てて行う事業（出資対象事業）等の概要や実在性
 - ・ 組合契約等に基づく権利のリスク（流動性リスクを含む）に関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう、分析を行うこと
- ② 販売・勧誘に当たっての広告等及び顧客に対する説明においては、
 - ・ 上記で収集・分析した情報に基づき、十分な情報提供を行うこと
 - ・ 顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして適切な勧誘を行うこと

2. ご留意いただきたい事項（続き）

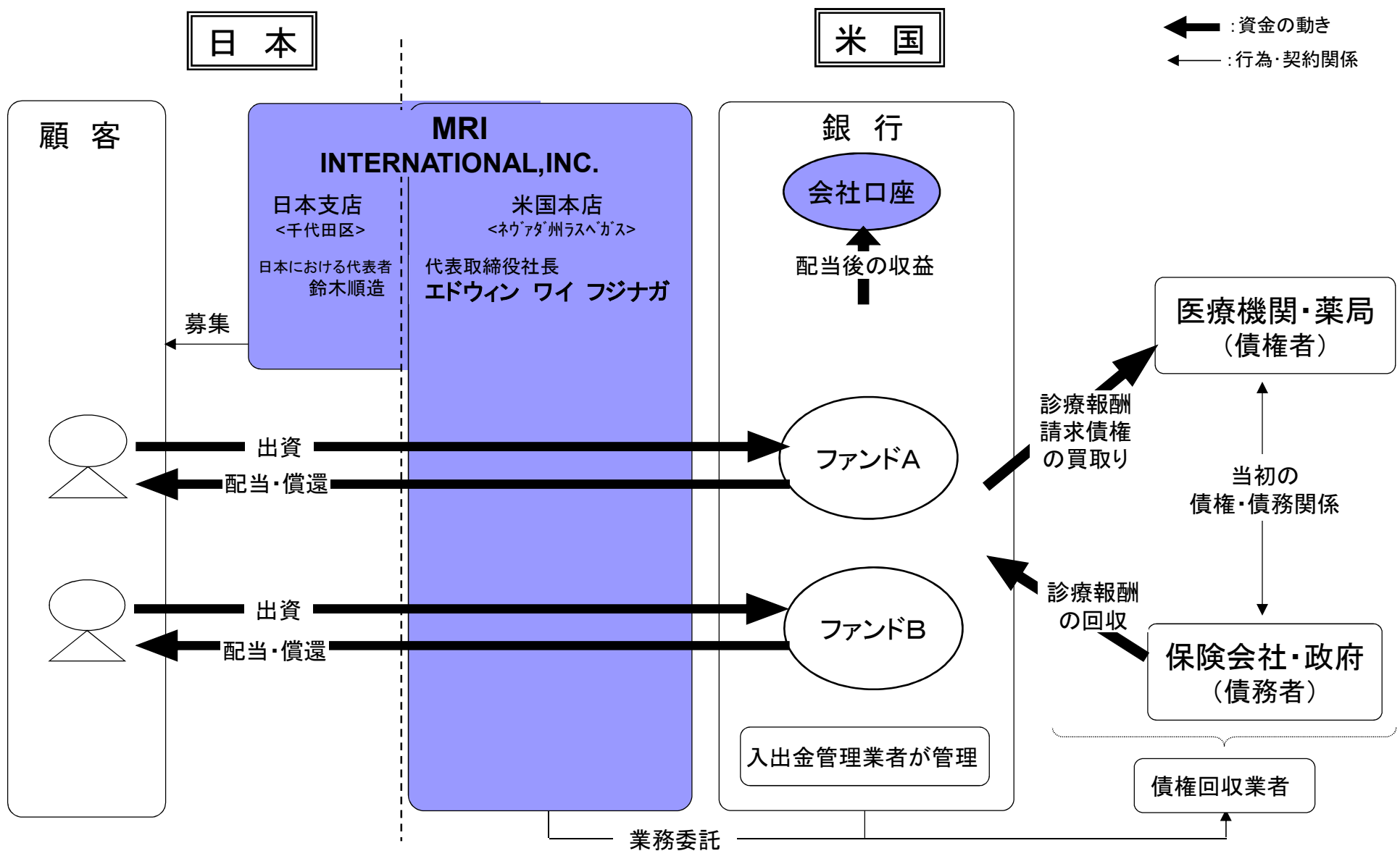
- ③ 顧客からの要望等に応じて、顧客がファンド等の内容・状況やリスクに関する情報を適切に把握できるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールを定め、情報伝達のために必要な態勢を整備すること

 - ④ ファンド等において分別管理が適切に行われている状況を把握すること（※）、特に、自らファンドの運用等を行う場合には、ファンド等の口座と自社の口座等を明確に分けること
- 等

※ 現行規制では、分別管理が行われているかについて、規約等を通じて確保することとされているが、今国会に提出されている金商法改正案では、規約上で分別管理が確保されていたとしても、ファンドにおいて出資金等の流用が行われている場合には、第二種金融商品取引業者が当該ファンドの販売・勧誘を行うことを禁止する規定が新設されている。

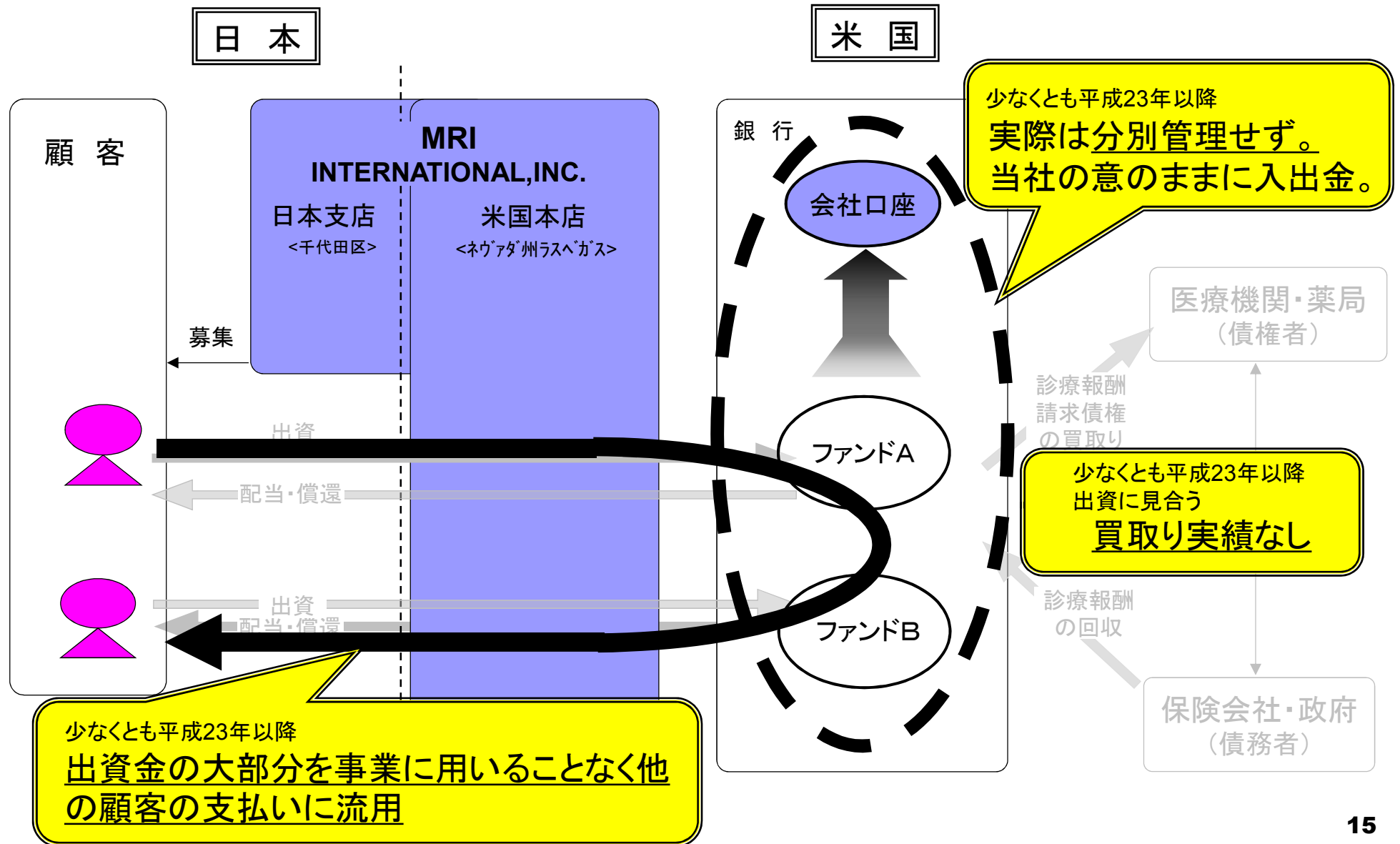
(参考)MRI事案の概要

当社の説明に基づくスキーム図





検査で判明した実態



行政処分勧告のポイント

(1) 不正又は著しく不当な行為(情状が特に重いとき) 【金商法第52条第1項第9号】

分別管理が行われていない状況において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等。

(2) 顧客に対する虚偽告知 【金商法第38条第1号】

顧客への説明内容等	実態
<u>出資金の用途</u> 「出資金は診療報酬請求債権の購入及び回収事業にのみ充てられる」	出資金は、他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用
<u>配当金の支払い</u> 「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」	配当金の支払いは、他の顧客からの出資金を流用

(3) 事業報告書の虚偽記載 【金商法第47条の2】

資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載して提出。

(4) 報告徴取命令に対する虚偽報告 【金商法第52条第1項第6号】

証券取引等監視委員会による報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答していたが、そのような事実なし。